

# イヤです 戦 非通 信



発行:2007・2/28  
第3号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と  
共に闘う会

連絡先: 大阪市西成区津守1-13-28  
フリースペース-スロ-カル内

ファックス: 06-6562-6905

[http://www.geocities.jp/yasukuni\\_no/](http://www.geocities.jp/yasukuni_no/)

## 第二回 弁論

## 無断合祀は人の「尊厳」を踏みにじるもの

吉岡素保子

2006年2月13日、大阪地裁において「靖国合祀イヤです訴訟」の第二回口頭弁論がありました。前の裁判では傍聴券抽選の締め切り時刻が最初聞いていたよりも早められたので、今回は午前9時半の締め切りに余裕を持って行けるようにと早めに裁判所に向かいました。しかし、今回は逆に、傍聴券抽選の受付は9時半開始、締め切りは9時55分となりました。原告側支援者の人は私と同じように早くから集まっている人が多く、被告支援者らしい人々はまだほとんど来ていませんでした。抽選が終わるまでには被告側支援者もやってきましたが、抽選の結果、傍聴席に座った人々の顔ぶれを見ると、およそ3分の2が原告側支援者だったと思います。次回もこの調子で、原告側が圧倒していききたいものです。

予定の時間になり、裁判官らが登場しましたが、最初に裁判長が「おはようございます」と挨拶をしたのがちょっと印象的でした。というのは、これまでの裁判では裁判長からそういう言葉を聞いた記憶がなかったからです。(たいてい、いきなり事務的な話が始まるのです。)また、裁判長の前には傍聴席にまで聞こえるようなマイクが据え付けてありました。(これについても、普通は記録のためのマイクがあるだけなのです。)

原告被告双方の書面のやり取りの確認が

終わった後、原告側弁護士は、原告準備書面のうち三つをこの場で口頭で報告し、その報告の一部を原告本人によって行ないたいという申し出を行ないました。すると国側の弁護士が、書面の説明なら訴訟代理人(弁護士のこと)が行なえばいいのであって、原告本人が登場するのは手続き的な適正さを欠いており、必要もないと言ってきました。私はこれを聞いてあきれました。いったん訴訟を起こせば、法廷では弁護士に何から何までおまかせというのは、はたして裁判のやり方としてそれが適正なのでしょうか。「必要もない」という言葉には特に腹が立ちました。しかし、ここで裁判長は「原告の申し出を認める」と、一言で被告側の言い分を退けました。

### ◆原告2名本人による準備書面陳述

さて、まず原告の菅原龍憲さん本人が、第5準備書面を要約する形で読み上げました。

菅原さんの実父菅原龍音さんは、浄土真宗の住職でした。浄土真宗では「仏に帰依する者は神を拝まない」と教えられているにもかかわらず、死後、靖国神社の祭神として祀られているというのは、真宗僧侶としての存立の根幹に関わる問題なのです。菅原さんは何度も合祀の取り消しを訴えに靖国神社に足を運びましたが、その申し出はことごとく拒絶され、あろうことか「お父さんは喜んでおられるかもしれませんよ」

という対応までされてしまったのです。この時菅原さんは激しい怒りと衝撃を感じました。戦場において人間が人間でなくされ、飢餓と恐怖とをもって死に至らしめられた戦没者の悲惨を「英霊」という虚像に仕立て上げることに對する苦痛と屈辱は今も菅原さんの思いの中に絶えることはありません。

遺族の意思にかかわりなく、勝手に祭神として合祀し、遺族の靈璽簿からの削除の要請を一切認めようとしない、これが強制でなくてなんなのでしょうか。この問題の中核を貫くものが人間の「尊厳」である以上、幾度繰り返しても過ぎることはないと言葉菅原さんは訴え続けています。

次に第3準備書面の説明が原告側弁護士及び原告本人吉田文枝さんによって行われました。

吉田さんの叔父は23歳でフィリピン・レイテ島で戦死しました。現在、吉田さんはその叔父の唯一の遺族となっています。吉田さんは、叔父が合祀される際、遺族の許可を取ったのかどうかを靖国神社に問い合わせました。すると、神社側の返事は「合祀についてはすべて明治以来の伝統を受け継ぎ執り行っており、事前にご遺族の承諾を得て御祀りするというごさいません」というものでした。

吉田さんは、旧大日本帝国憲法時の歴史認識をそのまま持ち続け、天皇制国家とその侵略戦争を肯定する靖国神社のありようを認めることができません。

さらに吉田さんは、先に提起された小泉首相の靖国神社参拝に関する違憲訴訟において、台湾や韓国から原告として参加した人々の、戦時、日本国民とされ戦死に追い込まれ、しかも遺族の同意を取り付けることなく無断で靖国神社に「合祀」されたことに対する激しい怒りに触れ、日本人としてそれを真摯に受け止めなければならず、そのためにも無断合祀を許してはならないと考えています。

## ◆却下を要求する靖国神社に対して

### 康弁護士・毅然と反論

最後に、総論としての第8準備書面の説明が韓弁護士によって行われました。これは、被告側からの却下を求める理由に対する反論です。

靖国神社側は、原告が靖国神社の宗教上の教義に難癖をつけ、裁判所にその価値判断を求めていると決め付けています。そして「板まんだら事件」を例に出して、宗教上の価値判断の問題は裁判で決めることのできない事柄であるから、内容の審理を行わず、門前払いをせよと主張しています。

（「板まんだら事件」とは、元創価学会会員が、創価学会の求めに応じて「板まんだら（本尊）」を安置するための寄付金を出してはみたものの、その「板まんだら」が偽物だとすれば寄付金の返還を求めたいとする事件でした。結局、その「板まんだら」が本物か偽物かは、宗教的な価値判断の問題であるとして却下されました。）

しかし、原告がこの訴訟で問題にしているのは、靖国神社の教義一般の妥当性ではありません。原告らの信仰や思想と靖国神社のそれと、どちらが正しいかを裁判所に決めてもらおうなどということは毛頭考えてもいません。原告らは、靖国神社が遺族の了解もなく無断で一方的に合祀し、その後の明確な拒絶の意志にも関わらず、合祀をし続けるという違法行為によって発生した精神的苦痛に対する損害賠償と現状復帰（つまり靈璽簿等からの名前の削除）を要求しているのです。合祀を一方的に無断で行なったことが問題なのです。

一方、靖国神社側は、無断で合祀することが靖国神社の教義だとも主張していますが、それでは「教義」とされたものはどんな理不尽なものでも耐え忍ばなければならないのでしょうか。遺族の明示の意思に反してまで継続される合祀は、遺族の信教の自由、思想良心の自由、自己決定権等を明らかに侵害しています。

また、靖国神社は、靖国神社にも信教の自由があり、原告らの訴えはそれを侵害するものだという主張を行っています。しかしながら、元来、信教の自由等の自由権は国家に対する国民の権利なのです。権力なき者が権力に対して行使できる権利なのです。

靖国神社はかつて国の機関でした。敗戦後、一宗教法人になった靖国神社が、戦前と同じ様に戦没者の合祀を進めることが可能であったのは、国の全面的な支援・協力があつたからでした。また、国による靖国神社の支援・国家護持をもくろむ動きは、敗戦後から今日までやむことはありません。小泉首相の靖国参拝はまさにその象徴的な例です。

このように、靖国神社は、合祀を拒否する原告らにとっては、単なる一宗教法人ではなく、国と同視できる、あるいはこれに準ずる巨大な権力機関なのです。したがって、権力に対して主張すべき信教の自由を、戦没者遺族個人に対して主張することは、とうてい認められるものではありません。

あくまで実質審理を避け、却下（＝門前払い）を要求する靖国神社に対して、法律上の争訟性があることを認めさせていくことは、法廷闘争として非常に重要な意義を持っています。

## 裁判報告 集会

その日の午後から行なわれた集会では、韓国のイ・ヒジャさんも出席し、2月26日に東京地裁に、靖国神社を相手取った合祀取り消しを要求する訴訟を提訴するということが報告されました。イ・ヒジャさんは東京と大阪の互いの協力を力強く呼びかけました。

今回は来日できなかった楊元煌さん以外の原告全員が出席し、それぞれの思いを訴えました。一人ひとりがその人生を背景にした提訴への思いは、後日まとめられてパンフレットとしてみなさんにお届けの予定です。

また、山口県自衛官合祀拒否訴訟を闘ってこられた中谷康子さん、そしてその事件を追ったルポルタージュ『合祀はいやです』を執筆された田中伸尚さんも出席し、連帯のアピールを行ないました。

最後に靖国台湾訴訟の通訳として活躍されたモーメンさんから、台湾で初めて行なわれる「強制連行と戦時性暴力問題」をテーマとしたシンポジウムの紹介がありました。中国大陸と台湾の被害者が初めてつなごうとする歴史的な試みの場となろうとしています。

このように、「靖国合祀イヤです訴訟」は、国際的な広がりを展開していくものとして、また私たち一人ひとりの国家、戦争、歴史、自分の「生き方」、「死に方」に対する考えを深く研ぎ澄ませていくものとして、ますます目の放せないものになっています。

今回は4月10日（火）午前11時開廷です。（傍聴券抽選の締め切りは午前10時になる予定ですので、それまでに大阪地裁正面玄関前に集まってください。）ぜひ今回以上の結集で傍聴席を埋め尽くしましょう。

### 4月7日 日 日 日 大阪上映

#### 「出草之歌」

台湾原住民たちの尊厳と生滅をかけた戦いはのびやかな音楽とともに！

その闘いは私たちの胸を突き刺すかもしれない、その音楽は私たちを包み込み、ともに闘うことを模索する勇気を与えてくれるかもしれない。ぜったい、ぜったい見てください。（詳しくは同封別ビラ参照！）

日時 4月7日（土）  
第一回上映 午後3：00～  
講演 午後5：00～5：30  
第二回上映 午後6：00～  
場所 弁天町市民学習センター  
費用 前売¥900 当日¥1000

「出草之歌」上映会／4月7日（土）第一回3時～／第二回6時～

ここは血塗られた神話の  
行き着いた場所  
血の海が怒りに沸騰し  
骨の山が ぐわぐわ鳴って  
闇の中に怨念の叫喚がひびきわたる



北はアリューシャンから  
南はブーゲンビル ガダルカナルの果て。  
中国大陸はもとより  
オーストラリア  
東南アジアを含む  
大東亜共栄圏の血塗られた地図。  
八紘一宇の盟主のために  
「死んでかえれとはげませれ」  
「いざゆけ つわもの日本男子」  
と煽動され  
「大君の辺にこそ死なめ」と  
草むす屍 水づく屍にされた  
幾百万の兵士たち。  
さかのぼれば 日清 日露の  
戦いで肉弾にされた屍のいるい。



敗戦で血ぬられた幻想は  
吹き飛んで  
神は血まみれのマスクを はがされたが  
すばやく象徴のマスクをつけて  
その座を守った。  
壮火な悪夢に動員された兵士たちの  
荒さぶる魂を しずめるために  
社に祀り しめ縄を張って封じこめ  
安らぎたまえ  
しずまりたまえ と  
魂しずめの祭を行うのだ。  
祭主は かつての汝ら軍人の大元帥。  
再び血塗られた地図を夢見て  
死者たちを動員し  
後に一億を続かせようとするもの。

ここは血塗られた神話の  
行きついた場所。  
再び眠らされてはならない  
眠ってはならない証しの場所だ。



2/13 裁判報告集會にて原告古川佳子さんが紹介くださった栗原貞子さんの詩（1982年発行反核詩集〈核時代の童話〉より）。皆さんにもご紹介したく掲載させていただきました。

## 「ノー！ハプサ」

### 韓国人遺族も靖国神社に対して合祀取り消し訴訟

グングン訴訟で国を被告に靖国合祀の「絶止」を訴えていた李熙子さんたちが、新たに靖国自体を被告に合祀取り消し訴訟を起こします。原告は熙子さんたちグングン訴訟の原告中心にそれ以外の遺族も加わり、約10名になるようです。

提訴は2月26日午後東京地裁です。

グングン訴訟において、東京地裁は昨年5月の判決で「合祀したのは靖国神社」「国の靖国神社への情報提供は通常の照会事務」と切り捨てています。この判決の不当性を問うと同時に、ならば靖国自体の不当性も正面から問題にしようということなのです。

私たちの「靖国合祀イヤです訴訟」とも多くの点で共通するこの闘いに注目です。

韓国遺族の訴えは、私たちの助けにも励みにもなります。また、私たちが協力できることもあるかもしれません。連帯して闘いぬきましょう。

—菱木—

編集後記：年末、雑誌「1700ネットワーク」の取材で雪の中、金沢の原告西山誠一さんを訪ねた。ぼくとつとした農民原告の父が日本軍として赴いたのは上海事変の戦地。片や私の母は上海事変のさなか、上海を逃げまどっていた。私たちの親たちは加害者、被害者として同じ歴史の中を生きていた。感慨を胸に取材した。日本の民衆の「靖国思想」に對置する一つの課題。「被害と加害を突き抜けて」、これは中国人である私の「在日」を生きる課題ではないだろうか。靖国訴訟の切り開くべき道ではないだろうか。と神妙に思った。それにしてもこの訴訟の原告一人一人、何と魅力溢れる「人・人」だろうか。二度と侵略戦争を許さない、この思いを共に！

by-JO

会員の皆さんからの

## —おたより—

たくさんのカンパ、力強く暖かいメッセージをありがとうございます。この訴訟が私たち一人一人の闘いでもあることを実感します。最高裁まで諦めず気張らずともに!



《06. 11月》

- ◆今しなければならぬ大切なことと思います(箕面 K.Y)
- ◆核武装や教育基本法・改憲、今こそ私たちの力がためられています(大東市 K.N)
- ◆自らがつくりえなかった「民主主義」を憎み、アジアの近隣諸国との友好を共存を忌避する人達に怒りを覚えます。靖国の解体、戦後補償裁判の勝利を共に目指します(福山 N.N)
- ◆ご活躍に感謝(兵庫 K.Y)
- ◆只只やり通してください。お願いします(尾道 S.K)
- ◆通信を送っていただきありがとうございます。労働者運動の現場も苦しい状況ですが、あきらめないで闘い続けています(松山 S.K)
- ◆核帝国アメリカの戦略的パートナー安倍政権は祖父岸信介が果たせなかった野望の実現のためアジア覇権の手がかりを北朝鮮に求め一層の反動化を進めています。連帯して平和のため闘いを強化しましょう(金沢 H.K)
- ◆11/3 神戸の「はばたけ! 9条の心」集会に参加、7000名の有志と共に澤地久枝さん、伊藤真さんの講演に感銘を受けてきました。原告団のみなさんの一層のご健勝をお祈りいたします(西宮 I.K)
- ◆靖国を国の政治組織から離し、再軍備の材料にならないように(松原 F.K)
- ◆ヤクニは天皇制の牢である、私たちを、私たちの死者を勝手に天皇の家来としてまつるな! 軍隊で? し、犬畜生呼ばわりして、殴りつけて?? させた上、命まで奪っておいて死んでまで天皇の兵隊として牢につなぐな! ヤクニは牢である。兵営が牢であったように(京都 K.A) (?は読み取れませんでした)
- ◆遅ればせながらサポーターになります。よろしくお願いします(東京 Y.T)
- ◆Jイミという独善的なおっちょこちょいは新

自由主義と戦争政策をすすめ、「侵略神社」参拝に居直りました。その継承者アベは「戦犯」キシを崇拜し、「敗戦コンプレックス」を抱き、NHK 番組改ざん発覚の際に嘘をつき、総理就任後の「創価」イケダとの密談の事実も隠蔽しよりました。この小心者は「靖国」ほおかぶり姿で正体をごまかそうとしています。さあ、腰の引けたマスメディアの言論状況を突破して、「靖国合祀イヤです訴訟」を世間に広めましょうカンパを送るときです。

(大阪 M.T)

◆「解放のためのたたかいは、たたかいそれ自体が解放されていなければならぬ」たたかいの中で私自身の解放を求めて、ですね

(島根 S.L)

《12月》

- ◆この訴訟に賛同してくれる人たちがたくさん神様によって起こされますようにお祈りします(千葉 N.T)
  - ◆これからも応援しています(名古屋 H.M)
  - ◆川柳・戦争をさせる政府をなぜ大勝
    - ・靖国の参拝戦に続きます
    - ・強制の合祀靖国戦後なし
    - ・ミチツグやらせてやらず戦あり(大阪 K.E)
  - ◆ご健闘を祈ります(京都 O.C)
  - ◆「天皇」及び「天皇制」はいらない/「靖国」「伊勢」「出雲」はいらない。いらないものはただちに“てっきょ、しょう! 宮内庁管轄資産は全て返せ(京都 W.K)
  - ◆靖国神社の解体消滅が平和への道です。まさに日本の諸悪の根源だと思えます(富山 D.F)
  - ◆原告、事務局の方々、弁護士の皆様お風邪を引かれませんように(山口 N.Y)
  - ◆「イヤです! 通信」第2号早々にお送りいただき、その意気込みに感じ入りました。新年のさらなる闘いを期待しております(袋井市 T.H)
  - ◆反靖国、反天皇制、反戦の闘いを一つに!
- 《07. 1月》
- ◆為政者の歴史観を正し、真実を浮上するこの闘いに共感しています。未来に正しい歴史を伝え、過ちを再発させないよう、この闘いに勝利しよう!(泉佐野 W.S)
  - ◆兵 無用、地球から戦争を無くし永久の平和を打ち立てましょう(富田林 S.E)

◆川柳：これからは生んだ機械で戦(いくさ)する(大阪 K.E)

◆父の兄は中国で、弟は南方でそれぞれ戦死。父自身はフィリピンの戦場を生き延び奇跡的に生還。でも42年前54才で亡くなりました。靖国についてどう思っていたのか聞いてみたかったです(豊中 K.T)

《2月》

◆ご健闘に感謝！(箕面 K.L)

◆平和を希求し、憲法を守る皆様の闘いに心から敬意を表します(金沢 M.K)

◆私の父も戦死です、護国神社に祀られる儀式に祖母と一緒に参加しました。きっとその後靖国神社へ6年生の時県から連れられてい

ってきました。今日のお話聞いて本当に良かったです(金沢 E.M)

◆西山さんの話しに力をもらいました。がんばってください(金沢 MK)

◆「平和と民主主義を考えるつどい」で西山誠一さんのお話を聞きましたのでカンパします(金沢 A.T)

◆戦争を二度と許しませんように(金沢 T.H)

◆なかなか上京できず、ごいっしょできないことをたいへん心苦しく思っています(仙台)

◆連帯し、祈っています(仙台 W.K)

◆原告皆様の真実な訴えに深く共感し支援します、ご健闘を祈ります(堺 Y.A)

【事務局より】郵便振替で届いた会費・カンパは振替の控を領収証として代用させてもらっております。ご了承ください。尚、領収証が必要な方はお手数ですが、振込用紙通信欄にその旨お知らせ下さい。今回も振込用紙同封しました、すでに入金下さった方はどうぞご放念下さい。

## ドキュメント映画・「出草之歌」

大阪では同封別ピラの通り4月7日(土)に上映しますお見逃しのないように！！

### 全国の学校や地域でも上映会をしませんか？

台湾原住民族に伝わる「音楽」は、生活そのものであり豊かな文化のあらわれ。「靖国」に祖先の霊を合祀されることは、「民族の魂」を奪われることに他ならない。祖先の霊を取り戻すため「背山一戦」退路を断った最後の闘い(出草)が始まった！その時、「音楽」は武器となる！

「出草之歌」は奪われた民族の歴史と尊厳を取り戻すため、音楽を武器に、熾烈な闘いをつづけるチワスアリたち台湾原住民族の姿を描くドキュメンタリー映画

企画／制作 NDU日本ドキュメンタリストユニオン 2005年制作 ビデオ(ワイドサイズ)120分

### 詳細

★様々な催しでの併設企画も歓迎です。

★上映の方法①VHS②DVD 二つの方法があります。

★ビデオデッキまたはDVDデッキ・プロジェクター・スクリーン・スピーカーを準備していただきます。

★上映費用 基本料金(1泊2日)

入場者数×500円(ただし最低保障は2万5千円)

★有料上映料金は、一人1000円を基本にお考え下さい。

◎詳細については遠慮なくご相談ください！

★日程や規模・会場・講師の有無・連絡方法などご連絡ください。

★申し込み方・問い合わせは靖国訴訟事務局まで

FAX 06-6562-6905 電話 090-3826-1347

Eメール hattorir@osk3.3web.ne.jp

